

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年10月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成26年10月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 北条池地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 折居地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 神谷中所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 原下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 高田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 堂元地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 辻田原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 新宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 綾坂地区	〃
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八十場地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 上氏部志福寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 馬伴池地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 馬場南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東梶B地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 長命寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

	(水路改修事業) 東梶A地区	
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三十六地区	〃
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 川池地区	〃